

RE<sup>9</sup>-0006

0172

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

注七  
おぼろげ

中國人料理店等の取扱に關するGHQの會議要録

一 日時 七月十九日午前十時

二 場所 GHQ 經濟科學部

三 出席者 GHQ 經濟科學部 ダイヤモンド中佐

大藏省物價部 谷村 事務官

内務省警保局公安課 富永、森田、藤田事務官

四 會議內容

中國人料理店、飲食店の取扱に關し左の如き質疑應答があつた

「ダイヤモンド中佐」  
中國人及朝鮮人等の經營する料理店、飲食店等に付ては取締上差別待遇により紛争を惹起しないに留意せられたい。現貨に之等について違反があつた場合は事前に府縣當局から軍政課、P・O・D等に届出て緊密な監視の取組を實施せられたい

「日本側」  
中國人料理店等に對し日本警察官が單獨に臨検し帳簿等の調査をなし得る権能はあるか

「ダイヤモンド中佐」  
中國人に對しては逮捕 (arrest) の権限はないが、日本警察官が帳簿の調査等 (investigate) はなし得る然し事實上之が實施は困難と思料せられるから事前に現地進駐軍當局に連絡をとられたい  
尙中國人の違反に付ては證據の蒐集保全を充分やつて貰ひたい

「日本側」  
中國人は日本の法律に當然適はなければならぬか  
「ダイヤモンド中佐」  
中國人も日本人と同様に經濟法規 (Commercial regulation) に就いては従はねばならない。従つて經濟法規に従ふは勿論營業免許を發するものに付ても當然中國人は之を受けなければならぬ

「ダイアモンド中佐」  
料理、飲食料金の厳守方については新聞発表を行ひ、営業表に際しては特に食糧不足を強調して協力を求める趣旨を述べた如くせられたい。

「日 本 側」  
新聞発表等一戒に周知する場合、中國人も之を守るべきものなることを特に附記することは支障ないか。

「ダイアモンド中佐」  
特に中國人のみを取上げて云々することは差別待遇するが如き誤解を受け易い、依て発表には細心の注意が制裁の價格を厳守すべきものなることとせば自ら中國人も之に含まるることなるであらう。

「日 本 側」  
中國人料理店よりは現在事實上遊興飲食税を徴収して居らるゝ現狀である。今則價格を厳守せしめる場合に於て此の點は

本人料理店等と比較し不均衡となるを所料せられるが如何か

「ダイアモンド中佐」  
税の關係に付ては部内主幹課と總務打合の上で割違答する

「日 本 側」  
中國人の料理店等の價格の厳守方については現地總務課に對し協力を求める機指令を發し備われない

「ダイアモンド中佐」  
本件については既に現地部隊に對し文書又は電報を以て指令済である

「ダイアモンド中佐」  
尙中國人料理店等の取締に附随し發生した特異現象については隨時、取締の一般狀況については二週間に一回總務課の報告を報告せられたい

以上

八二五、〇〇〇延ヤールを日本羊毛産業者の全力を  
 傾注し迅速確實に生産し、明二十二年三月より  
 六月末迄の間に輸出先を完成する。目標の下に、  
 右計畫遂行上生ずべき各種の困難を打南  
 克服し或は相互の摩擦を消滅し、尙條官が  
 一致協力右目標達成に最善の努力を払はん  
 ことを固く下に期待するものがある。  
 今回の毛織物輸出指合は終戦後初めての  
 ものである。その成否は今後の日本の輸出に  
 影響する。是れを極めるべきあり、従つて  
 各会者の協賛を極める。確證且熱心な  
 ものである。

外務省

2

26日 輸出毛織物計畫生産協議会協議指合  
 二、二、八（鈴木記）  
 28 出席者  
 中野 貿易課 カール博士  
 藤沢 貿易使節 リンケ氏  
 27 貿易官  
 輸出局長  
 輸出二課長  
 商工省 織物局絹毛課長  
 紡織業、毛糸元産業者、織布業、輸出業  
 各代表及出席者  
 28 本協議会は十月九日附司会者指合による  
 輸出毛織物一三三三、〇〇〇延ヤール、紡毛織物

外務省

1



従つて本計畫の成否は今後日本の毛織物  
 輸出に重大な影響を與へるだらう。司令部は  
 右期日に先成を予定し、他使其他の手配準備  
 し、この間に調査をやるべきでない。  
 (四) 最後は羊毛は今迄衣料品中重要な地位  
 を占めてゐらう。又価格の安い綿の代替に  
 値上りのため羊毛の需要が少なくなつてゐる。  
 日本の羊毛工業の前途には非難を希望する。  
 自治港の利益、努力を以て本計畫の遂行  
 に萬全の期しをせよといふ。司令部はありやう  
 後即を答へぬべきである。

外務省

5

ニ 露政社貿易代表リン氏接見報告

(一) 自らの新日の使命は日本羊毛工業の現状を  
 以て調査調査するに在りある。既に大体終了した。  
 自らの報告は露政社に大まかにその概況を  
 するであらう。日本の羊毛工業の能力 (Capacity)  
 に露政社は一驚するであらう。自らは日本の技術は露政社に  
 (二) 日本にこの羊毛工業の中心向點は露政社  
 である。従つて露政社より日本に羊毛輸出の  
 キーポイントがある。自らは此の点に社として出来  
 る助け即ち、本誌に助けを続けよう  
 べきである。  
 (三) 大体任務を終了し、近いうちに帰国の予定がある。  
 あまり目的を達しないうちに日本の産に羊毛を

外務省

6

RE'-0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

移るに船が入つて来ることを思ふ。これのスタートは  
ある。たゞて船はと大まかに入つて来るであろう。  
三、~~協定~~協定事項

(一) 協定に基く輸出毛織物の所管毛糸の番手の件  
梳毛用 (Wool) の番手に關して貿易上業者と紡業  
者業者との討争は、紡織業者の意見は右の  
理由に依る。五の番手以上の細糸はひけさつてい  
る。即ち

- (1) 現在のストウは大部分陸軍から松下や糸  
屋等のあつて紡毛 (Wool) が主であること
- (2) 輸入ストウもあるが、それも細糸はひけさつ  
てい
- (3) 技術的に可能であるが、機械設備が充分  
無い

即ち細い番手は~~紡毛~~紡毛に制約をかける出来ま  
りの実情である。

28 (二) 染料の件

26 現在に非常は掛かっている。一年の生産目標は  
1154トンであるが、実際は月200トン位のの中  
一カトンは硫化染料である。これは綿やストウ  
染料で毛織物には使へない。従つて毛織物用  
として僅かに月100トン位の生産がある。

協会に基くニ一カヤードの製造は約七五トンの  
染料が必要である。従つて不足分は各社の  
手持ちの在庫を以て又現在抑へられてある染料  
染料を解除して使うにはおぼつかぬ。且しこれを合  
めると尚不足する多量の色合の原料は止む

外務省



22

賠償問題調査項目

賠償問題。平和條約等ニ備ヘ「ボツダム」宣言ニ述ベラレタ「日本經濟ノ維持ニ必要トサレハ程度ノ産業」ノ具體的究明ニ重點ヲ集メ、日本ノ生活水準ノ具體的把握

1. 昭和五年ノ消費實績ニ基テ計算ハ調査資料第一號「日本ノ賠償能力ニ關スル」研究「ニアリ

2. 昭和五年ノ平均ニツイテ更ニ資料ノ整備ヲ要ス

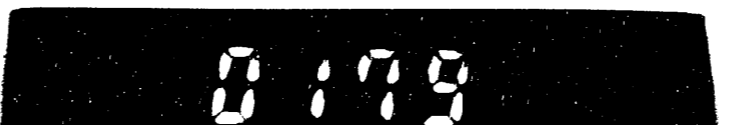
3. 日本人ノ生活水準ノ國際的比較ニ付テハ國內經濟資料「内地、朝鮮、台灣ニ於ケル食生活ノ趨勢」ニ朝鮮台灣トノ比較アリ、米國トノ比較ハ調査資料第六號「日本經濟再建」ニ其本問題ニ後篇「ニアリ、尙ホ諸外國トノ比較ヲ必要トスベシ

主要物資供給實績

石炭、鐵鋼、木材、塩、棉花、羊毛其ノ他ノ主要物資ニツイテ昭和元年以降各年ノ需給實績ヲ整理ス、(素材資料ハ概ネ蒐集集濟

昭和元年以降ノ本邦(内地)主要品目別輸移出入實績ノ整理、

を繰返す七のと思ふ。早急に絹毛澤の各社  
 平持との親合を心懸合を決定しせむいふ。  
 一方生産の方も大いに努力の中要である。  
 ③ 然然集業者と織布業者との製織品産  
 已合にすべき事。  
 ① 留め手の意見としては一層作業に意を込めたい  
 兼業者は他は大量生産・技術的進歩の果  
 より専業者に委せらるべき。  
 ② 兼業者の意見としては勿論計畫下  
 の又の大体経済道りにやるべきでない。  
 ③ 専業者の意見としてはコストの点より  
 どちらか一方が良い。又技術及び品種の増進を  
 生かしたい。従つて相手の特徴を生かし又善後





⑤ Credit

一、國民所得ノ分析  
 二、過去ニ於ケル我國國民所得ノ實績  
 三、大藏省ノ算定ニヨル概略ノ數字アリ  
 四、今後ニ於ケル國民所得ノ推定  
 (イ) 所得源泉(農林、工業、運輸、商業其ノ他)  
 (ロ) 所得配分(國民消費、蓄積、進駐軍負擔)  
 進駐軍負擔ニ就テハ目下當縣及終連經濟部協力ノモトニ取

九、産業構成下層備  
 一、以上ニヨル日本ノ將來ノ産業構成ニ於ケル層備數ノ算定  
 二、過去ニ於ケル職業別人口ノ統計(昭和五年、十五年、十九年  
 二月)當該ニアリ  
 三、將來ノ職業別人口構成ノ概要ノ推定(前記外務省「賠償能  
 力」及「農工商」産業構成ニ一應ノ案アルモ再檢討ヲ要ス  
 四、特ニ農業ニ於テ特ニ維持又ハ振興ヲ要スル工業ノ内容  
 (例) 電力、海運、水産、畜産、機械、化學、製紙、製鐵、肥

六、國內原料ニヨツテ生産可能ナル輸出二月ノ數量、金額ノ算定  
 七、國內原料ノ一部又ハ大部分ヲ輸入シ製品ヲ輸出スル工業ノ種類及規  
 模並ニ規模ノ檢討  
 八、國內民需充足及戰災復興ニ必要トセラレル物資ノ量及工業ノ種  
 類並ニ規模ノ檢討  
 九、以上ニ基ク日本ノ産業構成ノ想定  
 十、商工省ノ作成ニ係ル「將來ニ於ケル日本ノ産業構成」ニ日本ノ  
 賠償能力ニ付テハ「概要ノ想定アリ、但シ再檢討ヲ要ス」

⑥ 産業自給

